

2023年度 第2回理事会次第

日時：2023年6月25日（日）10:00~12:00

会場：千葉県社会福祉センター大会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- ・ 新任予定の外部理事（菅野道生様）について
- ・ 代議員就任状況について
- ・ 事務局人事について
- ・ 第11回定時総会について
- ・ 談話室の進め方について

(2) 議事

1. 新入会員の承認について
2. 選挙管理委員の公募について
3. 各委員会委員の追加承認について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

- ・ 資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

5. 閉会

次回理事会予定

2023年度第3回理事会 2023年8月27日（日）10:00~

場 所 千葉県社会福祉センター研修室B

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-第2回理事会資料
- ② 別途ダウンロード - 5月新入会(28名)、6月新入会(4名)(内、キャンペーン対象3名)報告
- ③ 別途ダウンロード-2023年度委嘱状追加作成名簿(該当委員会ごと)

【理事会議事・承認依頼1】

- ① 新入会および転入報告:5月新入会(28名)、6月新入会(4名)(入会年度内30歳以下3名含む)、
について、理事会の承認を求めます

参考:

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長(第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。)が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

② 【理事会議事・承認事項2】

千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について

(※理事会資料ページ2-1から2-2、および規則3-1から3-2、規程4-1から4-5参照)

2023年(令和5年)8月から2025年(令和7年)6月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理委員会委員の公募について、承認いただきたい

③ 【理事会議事・承認事項3】

2023年度各委員会委員委嘱状追加作成名簿について、承認をお願いする

※任期については現委員と同じ2024年6月30日までとする

総務委員会 企画部会-2名、総合相談委員会-4名、研修委員会-7名、ばあとなあ運営委員-3名、
司法福祉委員会-3名(内、委嘱状発行対象2名)、災害対策委員会-2名

報告のみ、ばあとなあ運営委員会協力員-1名

選挙管理委員を公募します

2024年6月に行われる予定の一般社団法人千葉県社会福祉士会第12回定時総会において選任される理事を選出するための選挙および代議員選挙が行われます。

これに向け、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第6条および第7条に基づき、選挙を執行する選挙管理委員を本会正会員の中から公募いたします。

応募いただける方は、応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法により7月3日(月)から7月31日(月)までに事務局へご提出ください。応募用紙は本会webサイト(<http://www.cswchiba.com/>)からもダウンロードできます。また、郵送の場合は簡易書留等、配達確認可能な方法をお勧めします。

なお、本会の一般社団法人移行に合わせ、選挙管理委員会は常設委員会となり、委員の任期は2年間となります。その点をご了承の上ご応募くださるようお願い申し上げます。

<参考1:役員選挙に向けた主な日程(予定)>

- 2023年 8月 選挙管理委員委嘱、選挙準備開始
- 10月 役員及び代議員選挙公示・立候補受付開始
- 11月 立候補者被選挙資格確認、候補者確定
(定数未達の場合は12月に再募集)
- 2024年 1月 役員および代議員立候補者名簿公表・郵便投票開始
- 3月 役員候補者及び代議員選出予備選挙
- 6月 新役員選任(通常総会当日)

<参考2:役員選出規則及び細則(別紙抜粋)>

一般社団法人千葉県社会福祉士会 選挙管理委員応募用紙

一般社団法人千葉県社会福祉士会
会長 樽林 元樹 宛

私は2023年度に実施される一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選挙における選挙管理委員に応募するので、下記の通り届け出ます。

年 月 日

氏名 _____
(署名または記名捺印)

フリガナ 氏名		会員番号	
住所	(郵便番号)		
応募動機			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

<届出・お問い合わせ先>

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局

郵便番号 260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail:office@cschwchiba.com

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則

規則第3号
＜制定＞平成24年10月28日

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第12条及び第26条に基づき、役員候補者の選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事の区分及び定数）

第3条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 会員理事 15人以内
- (2) 会員外理事 5人以内

2 第1項第2号に規定する会員外理事とは、定款第5条第1項に定める本会の正会員ではない理事をいう。

（候補者の選出方法）

第4条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 立候補制とし、立候補者が定数を超える場合は正会員による投票を行い、定数までの上位得票者を候補者とする。
- (2) 会員外理事 理事会の決議により候補者を選出する。
- (3) 監事 理事会の決議により候補者を選出する。

2 前項第1号の投票方法等の細則および同第2号の会員外理事候補者の選出基準については、理事会において別に定める。

（会員理事の立候補）

第5条 会員理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条第1項に規定する正会員であること。
- (2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
- (3) 立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
- (4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

2 立候補者は、立候補にあたり正会員1人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
- (2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。
- (3) 推薦者は、立候補できない。

（選挙管理委員会）

第6条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員会定数は、5人とする。
- 3 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行わなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による会員外理事及び監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

（選挙管理委員）

第7条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、応募が定数を超える場合抽選により選出され、会

長が委嘱する。

- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
- 3 選挙管理委員は、会員理事に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は2年以内とする。
- 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の送付)

第8条 役員候補者の名簿は、役員選出のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(役員候補者の選任方法)

第9条 総会において役員を選任する際は、定款第26条第2項の規定により各候補者ごとに決議を行う。

(欠員)

第10条 役員に欠員が生じた場合の補欠候補者の選出方法については、理事会において別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、本会設立総会の定めるところによる。

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

規程第1号
平成24年10月28日制定
最新改正 令和元年6月23日

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（規則第3号、以下「規則」という。）第4条、第7条および第11条の規定に基づき、役員候補者の選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員候補者を選出する選挙は、役員選任の決議を行う定時総会の属する年度の予算に関する決議を行う定時総会の前年度に実施する。

2 理事会は、前項の選挙実施について、会員へ公告しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第6条に規定する選挙管理委員会を設置するため、本会正会員から選挙管理委員を公募しなければならない。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又は電子メールにて提出しなければならない。

2 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員は、規則第6条第2項および第7条の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて会長が実施する。

3 会長は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第6条第4項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き

- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補正会員の資格要件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(推薦者の要件)

第 10 条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(立候補受付期間)

第 11 条 選挙管理委員会は、規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、20 日以上 30 日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第 12 条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式 1」で届け出なければならない。

- 2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第 13 条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式 2」で届け出なければならない。

- 2 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。
- 3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 14 条 立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、1 人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(親族等の届出)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、他の候補者のいずれか 1 人及びその 3 親等内の親族その他特殊の関係（事実上の婚姻関係を含む）がある立候補者は、その旨を書面により選挙管理委員に届け出なければならない。なお、立候補後にその事実を知った際も同様とする。

(立候補者の名簿公表)

第 16 条 選挙管理委員会は、規則第 8 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 在住市区町村
- (6) 推薦者氏名

2 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 17 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 18 条 規則第 4 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名列記した用紙に、立候補者 1 人に○印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
- (3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。
- (4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

2 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(理事の変更登記)

第 19 条 会長は、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行わなければならない。

(改廃)

第 20 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

(様式1)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき
会員理事に立候補しますので、1名の推薦書を添えて届け出ます。

(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・ <u>県</u>		市・区・町・村		
勤務先名					
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)					
立候補理由・抱負					
推薦者氏名(会員番号)	(会員番号)				

選管収受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補者推薦書

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則に基づき、会員理事の立候補者として次の方を推薦します。

推薦理由

推薦する立候補者氏名	
推薦理由	

上記のとおり、推薦いたします。

年 月 日

推薦者

会員番号	
氏名	

(署名または記名捺印)

【注】推薦者は、この推薦書を立候補者へ早めに提出してください。立候補者は、この推薦書を受け取り捺印し、必ず立候補届に添付して届け出てください。

立候補者確認印

選管收受印

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2023年5月15日～2022年6月24日

【活動報告】

- 5月27日(土) 災害対策委員会
- 27日(土) 談話室
- 31日(水) 福祉と司法の千葉県連絡協議会
- 6月1日(木) 福祉と司法のキャラバン市川浦安実行委員会打合せ
- 1日(木) 三役会
- 5日(月) 三役会
- 20日(火) 三役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2023年6月24日～2024年6月 袖ヶ浦市社会福祉協議会
権利擁護支援定例会議アドバイザー 梶原 幸夫氏
- 2023年7月1日～2025年6月 習志野市社会福祉協議会
法人後見運営委員会委員 安藤 宏之氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 千葉県社会福祉協議会 千葉県ボランティア・市民活動センター
千葉県新地域支援事業推進協議会幹事 白井 正和氏
- 2023年5月1日～2024年3月28日 佐倉市社会福祉協議会 佐倉市成年後見支援センター
受任調整会議及び運営会議構成員 高美 修次氏
- 2023年5月2日～2024年3月31日 八千代市社会福祉協議会
八千代市成年後見制度利用促進協議会設立準備会アドバイザー 市川 澄子氏
- 2023年4月1日～2024年3月31日 日本社会福祉士会
多文化ソーシャルワークプロジェクト委員会委員 南野 奈津子氏
- 2023年5月～2024年3月31日 君津市社会福祉協議会
君津市成年後見制度利用促進計画の策定に係る委員 遠坂 貴志氏
- 2023年8月1日～2025年7月31日 我孫子市社会福祉課
我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会委員 千葉 あき枝氏
- 2023年6月～ 千葉県教育庁 児童生徒安全課 第三者委員会委員 澁澤 茂氏
- 2023年6月24日～2025年6月 千葉県介護支援専門員協議会 理事・代議員・予備代議員
渡辺 哲也氏、長嶋 祐一氏、齊藤 志帆氏

【講師派遣等】

- 2023年7月18日(火) 市川市社会福祉協議会←要確認 市川市高齢者サポートセンター
成年後見制度 講師講座講師 石橋 大輔氏、長尾 景子氏
- 2023年6月9日(金) 佐倉市社会福祉協議会
日常生活自立支援事業生活支援員及び法人後見支援員研修 白井正和氏
- 2023年8月もしくは9月 千葉市社会福祉協議会
社会福祉士養成課程相談援助実習生へ講義 竹嶋 信洋氏

◇その他の活動

- 2023年5月29日(月) 千葉県社会福祉協議会 千葉県ボランティア・市民活動センター
令和5年度千葉県新地域支援事業推進協議会 第1回幹事会 欠席
- 2023年6月6日(火) 千葉県社会福祉協議会 令和5年度第2回理事会
樽林 元樹会長(オンライン)出席
- 2023年6月7日(水) 千葉県健康福祉部高齢者福祉課
千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会 谷口 さなえ氏出席
- 2023年6月9日(金) 千葉県社会福祉協議会
千葉県介護保険関係団体協議会 令和5年度総会・第1回幹事会 松本 友寿氏出席
- 2023年6月14日(水) 厚生労働省主催
第2回 成年後見制度利用促進 都道府県交流会 古澤 肇氏出席
- 2023年6月17日(土) 日本社会福祉士会 第35回通常総会 欠席
- 2023年6月23日(金) 千葉県社会福祉協議会 令和5年度第3回理事会 欠席
- 2023年6月25日(日) 日本社会福祉士会 2023年度第1回生涯研修センター協議会 欠席
- 2023年8月7日(月) 千葉県教育庁児童生徒安全課
令和5年度千葉県いじめ問題対策連絡協議会 山田 茜氏参加予定
- 2023年9月9日(土)、10日(日) 日本社会福祉士会
2023年度スーパーバイザー養成研修 藤田 理恵子氏参加予定

**** 会員情報 ****

6月19日現在正会員:1,614名(新入会:33名、転入:0名、退会0名、転出2名、)
準会員3名、賛助会員2名

各末日	2023/4/1 会員数	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2023年4月	1,540	1,584	44	0	0	0	0	0	キャンペーン該当3名
2023年5月		1,610	28	0	-2	0	0	0	キャンペーン該当2名
2023年6月		1,614	4	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
合計			76	0	-2	0	0	0	キャンペーン該当 6名

企画部会

【報告事項】

ア 企画部会・世話人合同会議

《予定》

日時：6月下旬～7月上旬 19:00～20:30（調整中 6/20 決定）

会場：オンライン

内容：・今年企画したい地域集会の内容、日時

- ・参加していただいている会議等から感じたこれから社会福祉士として取り組むべきこと（長期的な展望を踏まえて）
- ・新入会員が参画しやすくなるための企画アイデア

イ 地域集会

《実施》

【柏・我孫子・野田・流山地区】

第95回『福祉道場』

日時：5月17日（水）19時～21時

会場：柏市社会福祉協議会 いきいきプラザ内 2階研修室

内容：【ごきげん道場】

サイコロトーク、インタビューする側、される側で、トーク力を鍛える

参加者：15名

《予定》

【柏・我孫子・野田・流山地区】

第95回『福祉道場』

日時：7月19日（水）19:00～21:00

会場：『九州の旨かもん旨か酒 くすお 柏店』

「乱取り 帰って来た宴編」

新年度に入り、新たなネットワークの強化を考えている方、転職をしたり、部署の異動などで担当分野が変わったり、内容が深化した方、同じ職場や知り合いの新人さんにネットワークを広げるよう勧めている方、ぜひご参加ください。

ウ 談話室

《実施》

●5月

日時：1月22日（日）14時～16時

場所：オンライン

内容：参加者5名+理事2名

テーマ：包括支援センター職員から、「地域共生社会」について情報交換の希望があり、障害、地域福祉、高齢者、他分野の立場から取り組みについて伺うことができた。

「先輩方が努力してきたこと」というテーマについて参加者から希望があり、理由を深める中で、対応に精神的ストレスの負荷がかかる利用者との関わりの中で、悩みを抱え自分に何が足りないのかという悩みから出された疑問だった。解決に向けた努力以外に、同僚に助けを求めると、会の仲間に気持ちを分け合うことなど別角度の解決策を聞くことができた。

《予 定》

●6月 シャベリ場拡大版

日時：6月25日（日）15：00～16：30

場所：千葉県社会福祉センター3階大会議室

第2部：17：00～懇親会

（会費：5千円程度）

参加対象者：社会福祉士会会員はどなたでも

参加申込：17名（6/18時点）

【理事会決議・承認依頼事項】

・ なし

【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	112号	113号	114号
編集会議	4月上旬	8月	11月
原稿締切	5月中旬	9月中旬	1月はじめ
入稿	6月下旬	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	6月末	10月末	2月末
発送	7月末	11月	3月

各委員会において、案内等を点と線に資料を同封する際は、上記のスケジュールに合わせて年間の計画を作成くださいますよう、お願いいたします。

各委員会から会員や外部団体へ配布する紙面について、点と線発行のタイミングと合わせることで、通信運搬費の削減につながります。次年度の点と線の発行予定を見ながら、発行タイミングを合わせるなどのご検討をお願いいたします。記事を事務局へ送る期限は、入稿時までです。（113号なら10月下旬 [20日頃] まで）

【112号記事の内容（案）】

- ①表紙 1 p
- ②特集 5 p
つながりを創る～社会福祉士会で自分を活かそう～
（瀬戸氏 竹嶋信洋氏 大塚歩氏 長尾景子氏 樽林元樹氏）
- ③コラム スーパービジョン体験談 岩間太一氏
- ④地域集会 山武地区 亀山浩氏
- ⑤ストレートネックマンの部屋 二瓶陽子氏
- ⑥社会福祉士のわ 在原憲氏
- ⑦私が学んだ対人援助 匿名 6名
- ⑧事務局だより 1 p

2 点と線 広告団体報告

●遺品整理 ●生前整理
●ゴミ屋敷のかたづけ
●不用品処分 ●草刈
●その他お家の事何でも
9時～18時 年中無休
TEL03-6863-9826
お気軽にお電話下さい
おたすけ救急車

介護保険外サービス
福祉に強い便利屋
グランドール

とにかく何でもやります！
☎ 080-8166-3774
<https://benriyagrandeur.com>

①おたすけ救急車

②グランドール

- ・収入11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向(掲載費9000円)でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

【お願い】

現在、広告掲載団体へのお仕事へのつながりはゼロです。業者より会員の反応について質問があります。各理事にお願いします。広告への反応を聞くことがありましたら、瀧澤まで教えてください。

また、業務のなかで広告団体の業界を利用する機会がある場合は、候補としてご一考ください。

【添付資料】

なし

【報告事項】

6月19日 今年度第1回目の定例会を実施した。

- ・今年度県委託事業、高齢者虐待防止事業は全日オンラインで実施。全4回予定。
- ・来年度以降内容に関する打ち合わせを県担当と話あう予定（7月で調整中）
- ・伝えるだけでなく、学んだあとでも、困った時に相談しあえる場があるとよいか。研修だけでなく、相談しあえる場が必要。
- ・研修内容や、講師ともにマンネリ化を感じる。もっと色んな人で対応しあえたらという意見もあった。

・談話室との企画について

談話室のコンセプト、目指すビジョン、目指す方向性を知りたい。でないと一緒に実施した際にズレがないようにしたい。一度山口さん交えて話あいたい。日曜日よりは土曜日の方が集まりやすいのではないかと？11月5日は3連休の最終日でもあるので、日程変更も検討できればと思うが、この時期はかなりの研修が密集する時期でもある。

- ・一つの案として出張談話室と題し、竹嶋さんの事業所にお邪魔して見学を兼ねて談話する。
- ・次の出張先を募集形式にすることで、ともに触れ、楽しく学び、刺激しあいながら、県内ではこんな面白い取り組みがあることがアピールできるとよい。←これは委員会活動に位置づけても面白いかもしれない。

県委託事業の位置づけ

- ・今年度は委員会で運営。来年度以降はどうするか？

もともとは会の事業。委員会まかせではなく、事務局も県も協力しあっていたと思うが、現在は委員会が全面運営となっている。県としては委託しているので、運営からお任せなのだが、事務局機能強化もこの活動に関われるようにしていたが、現状はそのあたりも厳しい状況を感じる。

だからといって委員長で運営していくにはハードルが高い。

- ・今すぐの結論は難しいが、会の運営に持っていくなら事務局強化は課題となる。

【理事会決議・承認依頼事項】

総会資料にて、令和4年度実績の中で市町村チーム派遣が1回としてたが確認したら、3回であったので、修正をしたい。

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修 I II III について

基礎研修 I 申込受講人数 61 名 令和5年9月2日より開始 集合研修 残り回数 2回

基礎研修 II 申込受講人数 37 名 令和5年6月11日オンライン演習終了 残り回数 9回

基礎研修 III 申込受講人数 45 名 令和5年6月10日オンライン演習終了 残り回数 7回

◎担当委員長の皆様へ 基礎研修 I 令和5年9月2日に千葉県社会福祉士会の組織の説明を行う際に各委員会の説明をして頂ければと思います。

2) 和洋女子社会福祉士取得支援講座

和洋女子大学 社会福祉士取得支援講座は、令和5年10月頃に開始予定

和洋女子大学の担当者より令和5年5月下旬に連絡あり、2022年度は22名受験し、合格者7名であった。

結果的には合格者が半分も満たない状況であったが、当社の受験対策については高評価あと数点たりなかった学生が多くいて、次年度につながる成果であった。

よって、2023年度も予定通り講座の開催をお願いしたいとの事。

3) J C教育研究所 模擬試験

令和5年6月下旬に依頼を受ける予定

作成者の目途がつき、継続的に事業が受託できる旨を担当者へ伝えております。

3) その他

令和5年6月21日 19:00 研修委員会 オンライン全体会議開催予定

【理事会決議・承認依頼事項】

自動返信メールアドレスシステムへの変更願い

基礎研修の課題等については、専用のメールアドレスに届くことになっているが、

各基礎研修リーダーがその都度受け取った旨の返信できる体制になっていない。

可能であれば他の委員会でも同じことであるが、自動返信ができるメールアドレスシステムに変更はできないだろうか？

いまは基礎研修では返信はしない旨を伝え、再提出等が必要であれば担当者から連絡がくることを伝えております。

ただ、受講生からは本当に課題が届いているかどうか、疑心暗鬼にあり、その都度、事務局に連絡がくることがある。

【報告事項】 2023年度 第2回ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2023年6月15日(木) 16:30～18:30

- ◆ 出席 [委員長] 古澤 [副委員長] 四ノ宮、石橋
安藤 飯田 越後谷 太田 岡元 小川知 木岡 朽名 倉下 長尾
長友 吉田 助川(協力員) 堀越 中山(協力員)
- ◆ 欠席 浅見 大浦
- ◆ 記録 長友

【報告事項・協議事項】

1. 委員長、副委員長より

◎活動報告書システム(今後のシステム活用に対する日本会との打ち合わせ)

6月22日(木)16:15～ 出席 古澤、石橋、太田、安藤(予定)

◎名簿登録料は、6月27日引き落とし ※28日ではなく、27日に訂正

◎研修受講料の引き落とし 受任会費と一緒に8月予定であったが、10月の27日に延期

◎受任会費 除外申請は、低報酬のみ

各登録員へ確認通知書を7月ぱあとなあニュースに同封、9、10月引き落とし予定

◎事務局体制 4月1日より松中 美香さん(週5)ぱあとなあ担当事務員

◎苦情相談 5件

①S市役所より登録員の苦情相談 関係機関からの後見人の交代希望

→6月19日 14:00 S市役所に手、関係者会議 古澤、四ノ宮、堀越対応

②関係機関(N市のGH)、本人より登録員の苦情相談

→現在、5/1辞任の申し立て中 四ノ宮、石橋、古澤対応

③関係機関(K市、相談支援専門員)より登録員の苦情相談 交代希望→現在、調査中

④家裁より

→裁判所の指示に従わない登録員がいる。対象の登録員に対しては、裁判所から文書を郵送済み。裁判所の指示内容：相続人調査。登録員は、調査を拒否。 対応 古澤

⑤TエリアのGHより苦情

→GH職員と後見人の関係性が上手くいってない。

GHは、後見人による、感情的・攻撃的な言動を改善して欲しいと訴えている。対応 古澤

※苦情が発生する要因や原因を探り、今後、ぱあとなあ千葉の組織としてどのような対応をしていくか検討が必要。

※今後、規程類の改定をしていく。助言、指導に従わない場合の対応、名簿削除の規程を盛り込まなければいけない状況である。他の県士会ぱあとなあ規程を収集している。

登録員の高齢化問題、多数受任(30件上限)についても改めて検討していく。

規程改正については、倉下委員にも協力依頼

2. 委員、講師派遣

6月 我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会 千葉 あき枝氏 推薦

6月 安房地区権利擁護推進センター運営委員会運営委員 川名 真啓氏

- 6月 鴨川社協 成年後見制度利用促進におけるマッチング会議委員 橋本 道子氏
6月 松戸市成年後見制度利用促進協議会委員 四ノ宮 章氏
6月 松戸市高齢者支援課 地域巡回講演会・相談会 四ノ宮 章氏 古澤 肇氏
※8月以降の参加希望者、募集中

3. 活動報告書システム 古澤、石橋

随時報告提出時、報告種別 1-1 初回、終了等のチェック欄に、終了のみにチェックを付しているケースがある。また、完了報告にもチェックが付されていない場合もある。

1-3 後見計画に引き継ぎ状況を記入するが、周知されていない様子が伺える。

システム内マニュアルに「手引書」があるが、要約版があった方が良いのではないかと。

要約版に関する、資料作成は検討中である。

現在は、システムのメッセージ機能で、登録員に修正依頼をしている。

今後、終了と新規のチェック等、必要事項は、必須登録員研修やばあとなあニュース等で伝えていく。システム改修で改善を図る事が可能か否か、日本会と打ち合わせを行う予定。(6/22)

4. 業務管理部会 石橋

随時報告 読み込み担当者 朽名、長尾、安藤、小川、助川、四ノ宮

課題

- ① エラーチェックを一つ一つ確認している状況。システム改善を希望。
- ② 後見事務調査票に関して、指導が必要と思われる登録員がいる。個別面談を行い注意喚起促す。→適切な記入方法（模範解答）を作成する。
模範解答は、課題がある登録員に限定発信するのではなく、登録員全員に発信していく。
- ③ 活動報告システム要約版の作成が必要ではないか。
- ④ 登録員のしおりに活動報告システムが掲載されていない。→掲載の有無、今後、検討。

5. コーディネート部会 四ノ宮 ※別紙参照

- ・コーディネートの任期期間は、原則、1年間とする。7月で交代予定。
- ・登録員1名に対し、コーディネーター2名から同じタイミングで受任依頼を行ったケースがあり、登録員からコーディネーター間の情報共有がなされているのかについての苦情があった。
→コーディネーターには、会議の中で注意をしている。断るケースも出てきており、断るのは、やむを得ないと共有している。
- ・受任依頼が、独立型の登録員や受任ができる方に集中してしまう傾向がある。
→1か月に1件を目安、年間10件を超えないように注意している。
初任者、経験が浅い5年未満の登録員は、特に注意が必要。注意が必要な登録員は、情報共有していく。
- ・7月からの本庁エリアのコーディネーターを1名募集している。
まだ、全体のコーディネーター枠が決定していない。
- ・コーディネーターの負担軽減やコーディネーターも受任できる体制を考え、2名体制にしていく。

2023 年度 第 2 回千葉県社会福祉士会理事会用資料（2023 年 6 月 25 日）

- ・コーディネーターが後見活動をしている地域で、コーディネートができるように変更した。
- ・家裁や自治体からの依頼数が昨年を超える数字となっており、このままのペースでいくと年間 600 件となり、昨年の 468 件より大幅に増える見込み。
改めて、現在の登録員が受任できる件数を精査して、家裁との話し合いを実施していく事を

○2023 年度のコーディネート状況（4 月 1 日～6 月 15 日）

- ・家裁推薦依頼件数 125 件 辞退件数 5 件
（昨年（約 460 件）を上回り、年間 600 件に迫るペース）
- ・推薦者（受任打診者）確保が困難に。特定の人に受任打診が集中しがち。

○次期コーディネーターの確保状況 現時点で 8 名。本庁エリアが決まっていない。

○コーディネートに関する苦情等への対応

- ・案件内容の正確な情報提供⇒推薦依頼書のデジタル閲覧化
- ・登録員の受任可否状況情報の共有化⇒どこキャビの情報提示方法の工夫

○推薦要件に関して

- ・受任間隔の確保（原則、月 1 件。年 10 件以内）
- ・受任件数の上限（原則、30 件以上受任者は推薦しない）

6. 報酬助成審査会 越後谷

6 月 12 日までに審査分の通知、支払いは、済み。現在の申立ては、0 件である。

7. 研修部会 古澤

2023 年度の研修担当(案)

- ① 千葉サポート 担当：木岡、飯田、助川、千葉あき枝（新）
※千葉 あき枝氏（我孫子市）を協力員として活動をしていただく。
- ② 成年後見人材育成研修、名簿登録(対面) 担当：長友、朽名
※登録員からの講師依頼、当日スタッフ、チューター等、調整中
- ③ 活用講座(対面) 担当：長尾、岡元、石橋 ※講師の調整中
- ④ 弁護士との事例検討会 担当：助川、小川、石橋
※11 月、2 月開催。参加者からの質問を募集する。
- ⑤ レベルアップ 担当：越後谷、助川、石橋
※今年度は、障がい関係を予定。介護保険移行の 65 歳問題について。講師選定中。
※倫理綱領、注意喚起、行動規範も盛り込んで。
※研修内容は客観的である為、課題のある登録員が自分の事として自覚し、活動を振り返る機会に繋がるか否か想定ができない。登録員に課題がある場合、対面形式にしてはどうか。

実施方法を検討中。

⑥ 必須登録員研修 7 月 29 日 担当：古澤、飯田、安藤

※今年度は、倫理綱領、行動規範について準備をしている。登録員の苦情や後見人の交代希望が数件ある。

※目的、内容、方法（参集、ハイブリット、オンライン）などの検討が必要。

当日、協力員と運営委員、ZOOM環境がない方は、現地に集まていただくことを想定。

オンラインで案内をしていることもあり、今回は、オンラインの方向で意見がでる。

研修部会の中での検討のほか、7 月 24 日（月）15：00 に臨時の運営委員会を開催し、検討。

8. 未成年後見担当 岡元、長尾、石橋

今年度は、8 月 24 日に事例検討会を予定 児童自立支援施設、生実学校の安原氏を講師にお招きする。連携事例について。18：30～20：00 Zoom ※案内、申し込みフォームは、作成済。

9. 法人後見 石橋 →現在、担当者に対し、個人後見に移行する手続きを行なっている。

10. 広報 ぱあとなあニュース 報告と依頼 太田

・次号(7月発行) →7/18(火) 10：00～15：00 木岡、助川、小川知

11. ICT 担当 太田、古澤 →名簿作成、マイページ準備中

12. 渉外・ソーシャルアクション 四ノ宮

・中核機関の委員、各市町村や社協等の委員の連絡会、情報交換会を実施予定

→日程を決めて、ZOOM 設定をする

※日本会主催の中核機関の連続勉強会 6 月 28 日(水) 10 名参加予定

13. 独立型社会福祉士 浅見 →5 月 30 日に打合せを実施、今後の運営委員会で提案を予定

14. 会計 倉下、長尾 ※予算執行状況の確認、まとめ払い、9 月の来年度の予算案作成

【その他】

(1) 「登録員のしおり」改訂作業について 四ノ宮

改訂原案作成。ホームページからのダウンロードできるようにしていく

(2) リーフレットの刷り直し→住所変更 →2000 部刷り直しを発注済み

【次回 運営委員会】

臨時：2023 年 7 月 24 日(月)15：00～17：00 県社会福祉センターにて集合打ち合わせ

※その次は、2023 年 8 月 17 日(木)16：30～18：00 オンライン開催

【承認事項】 なし

【添付資料】 なし

【添付資料】

2023年度第1回司法福祉委員会議事録

【報告事項】

- ① 刑事司法ソーシャルワークの実務。基礎編の受講生 51 名
7月22日、23日に向け準備中です。
- ② 弁護士会から依頼を受けているマッチング支援の申請書をホームページの目立つ位置にしてほしい。
弁護士より、依頼書を探すのに大変だという意見がありました。

【理事会決議・承認依頼事項】

ありません

2023年度 第1回司法福祉委員会

日 時：令和5年6月17日（土）10：00～12：00

場 所：千葉県社会福祉士センター：3階小会議室2 （千葉市中央区千葉港4-5）

出席者：宮下、青沼、大浦、吉田、松丸、宮崎、野村、山本、寺崎、小川（議事録担当）

欠 席：伊藤、服部

議 題

1. 委員長挨拶

新任紹介：寺崎さん、山本さん

寺崎：今年度、基礎編の演習を担当。

山本：今年度、応用編の演習を担当。

今年度は委員会メンバーを整理し、認定研修の社会福祉士担当講師を一新した。

再犯防止法の第二次推進計画でも、犯罪を犯した人を地域（国・地方公共団体・民間協力者等の連携）で支援するとなっている。また、先日配布した法務省からの通知に

【支援計画書は弁護士からの依頼を受け社会福祉士が作成する】とある。

この計画書は、保存され出口支援までの参考にされる。高齢者・障害者の入口支援を行

う私たちは、刑事司法ソーシャルワーカーとしての力量をより高める必要がある。

2. 研修委員より

2023年度（ハイブリッド研修）刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編

日 時：2023年7月22日（土） 12：20～18：30

会場：受付開始12：00～ ZOOM：入室開始11：50～

役員集合時間：会場 11：00 ZOOM 11：00

7月23日（日） 9：00～16：10

会場：受付開始8：45～ ZOOM：8：30～

役員集合時間：会場 8：20 ZOOM 8：00

役割担当 研修委員：青沼、伊藤、松丸、宮崎、野村、小川

- ①司会：22日（山本） 23日（青沼）
- ②ZOOM操作（会場）：伊藤（パソコン持ち込みの確認）、または小川
- ③ZOOM操作（事務局）：（伊藤さんのPC持ち込みによって）宮崎、小川
- ④受付、会場準備他：野村、寺崎、（宮下、大浦は講師接待対応）
→当日会場にいる委員で対応する

3. マッチング委員より

前年度は4件以来あり。

今後は、弁護士との連携協定書を広島や岡山等を参考にしながら、千葉県でも作成に向けて進めていく。

4. 学習委員より

8月19日（土）10：00～開催 講師：寺崎さん

事例発表を予定

5. その他

情状証人の模擬研修を行ってはどうか。

傍聴見学を学習会に取り組んではどうか。（遠藤弁護士担当事件等）

以上：議事録 小川

【添付資料】

なし

【実施済み報告事項】**<第1回災害対策委員会全体会>**

- ・日時:5月27日(土)13:30~15:30 オンライン
- ・議題:2023年度事業計画、今年度の研修・防災訓練等計画、新任委員候補者の承認など
- ・出席:6人

<被災地支援活動協力員制度説明会>

- ・日時:6月24日(土)10:00~11:00 オンライン
- ・対象:2023年度新規登録者、既登録者
- ・内容:大規模災害対応ガイドラインにおける被災地支援活動協力員の役割
- ・参加:5人

<第2回災害ソーシャルワーク研究会> オンライン

- ・日時:6月18日(日)10:00~12:00
- ・テーマ:社会福祉士が被災地支援に取り組むことの意義など
- ・参加:4人

【予定事業報告事項】**<被災地支援活動協力員名簿の登録更新>**

- ・時期:2023年11月~12月
- ・案内:点と線、会HP、協力員ML
- ・方法:GooGleフォームによる更新入力

【理事会決議・承認依頼事項】**災害対策委員新任者2名の承認**

氏名	活動地
大森 匠(おおもり たくみ)	富津市
星野 渉(ほしの わたる)	印西市